

岩手県監査委員告示第16号

包括外部監査人の監査の結果に関する報告の提出の公表（平成18年岩手県監査委員告示第11号）により公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成20年4月4日

岩手県監査委員 中 平 均
岩手県監査委員 工 藤 勝 子
岩手県監査委員 菊 池 武 利
岩手県監査委員 谷 地 信 子

1 外部監査の種類

平成17年度に実施した地方自治法第252条の37第1項及び岩手県包括外部監査契約書第7条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県立病院事業の「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る管理」

3 監査委員告示

平成18年3月31日付け岩手県監査委員告示第11号

4 岩手県知事からの措置結果通知の内容及び受理日

(1) 措置結果通知の内容 平成17年度に実施された包括外部監査の結果に対する措置状況について

(2) 受理日 平成20年3月3日

5 措置結果の内容

指摘事項	措置内容
平成16年度末において計上されている退職給与引当金は財務規程に合致するものではなく、全額の取り崩しを検討すべきである。	平成18年3月31日全額取り崩した。
未収金の適正管理のため、発生から3ヶ月以内の滞留未収金の経過状況について未収金督促状況記録書への記載を徹底する必要がある。	未収金対策の「必要な取組事項」の事例集を作成・配布、回収専門員を9広域基幹病院へ配置、医事課長等会議での周知、医事業務指導の早期実施、毎月の未収金状況通知により適正管理の徹底を図った。また、未収金管理システムを構築し、平成19年4月から運用を開始した。
平成16年度において固定資産の实地照合が行われていない。県立病院の決算状況の開示のためには、实地照合を行い、廃棄済等の資産及び不用の資産を洗い出し、適時に固定資産台帳を修正する必要がある。	財務規程に基づく固定資産の管理及び適正な事務の処理執行について、平成18年3月13日に各所属長に通知するとともに会議を通じて周知徹底を図った。
廃棄処分済みの医療器械等が固定資産台帳から抹消されず、計上されたままとなっていたものが多数存在した。県立病院の決算状況の適正化のため、このような廃棄等された資産は財務規程に従い、固定資産の増減異動を記録整理し、固定資産台帳の修正を実施する必要がある。	財務規程に基づく固定資産の管理及び適正な事務の処理執行について、平成18年3月13日に各所属長に通知するとともに会議を通じて周知徹底を図った。
未利用の医療器械については、使用可能であると判断される場合は、ほかの県立病院への分掌換えによる有効利用を行い、使用不能と認められる場合には廃棄の処理を行うべきである。	財務規程に基づく固定資産の管理及び適正な事務の処理執行について、平成18年3月13日に各所属長に通知するとともに会議を通じて周知徹底を図った。

<p>釜石病院において消防法に基づく点検により避難口誘導灯が多数不点灯とされていたにもかかわらず修繕未了のまま1年近く放置されていた。</p>	<p>平成18年4月10日修繕を完了した。 今後においては、法令等に基づく施設、設備については特に、修繕等を適時適切に対応するよう配慮していく。</p>
<p>東和病院において、注射伝票に指示医ないし実施者の欄の記載漏れ等が散見された。当該欄について、指示者、実施者の記載漏れの防止に努めるべきである。</p>	<p>医療安全対策の推進を平成18年度薬事業務重点事項とするとともに、平成18年度薬剤科長会議にて「薬剤業務過誤防止マニュアル」の遵守と他部門と連携して記載漏れ防止対策に努めるよう指示した。</p>
<p>劇毒物及び金庫の鍵については、通知によりその管理方法が示されているが、一部の病院で通知通りの管理なされていないところがあった。</p>	<p>在庫品の適正管理を平成18年度薬事業務重点事項とするとともに、平成18年度薬剤科長会議にて規制薬品の適正管理（麻薬・向精神薬、毒薬等）の徹底と通知の遵守を指示した。</p>
<p>胆沢病院では、毒薬の受払簿には日常的に受払数量しか記載されず、残高数と在庫は突合されていなかった。毒薬管理については、平成13年に通知が発せられており、数量が一致しない原因である緊急時の払出し数量の記載漏れがないように、帳簿残高を在庫を日常的に突合する必要がある。</p>	<p>在庫品の適正管理を平成18年度薬事業務重点事項とするとともに、平成18年度薬剤科長会議にて規制薬品の適正管理（麻薬・向精神薬、毒薬等）の徹底と通知の遵守を指示した。</p>
<p>実地棚卸作業においては、実際の在庫数量を正確に把握することが重要であり、在庫現品を網羅的にカウントする必要がある。しかしながら、胆沢病院では実地棚卸においてカウント漏れとなった薬品があった。今後は、実地棚卸を正確に実施することが必要である。</p>	<p>在庫品の適正管理を平成18年度薬事業務重点事項とするとともに、平成18年度薬剤科長会議にて管理薬品による経済的管理（デッドストック防止）の徹底を指示した。</p>
<p>中央病院の洗濯・基準寝具補給業務については、業務が特殊性を有し契約の履行に必要な能力を有する業者が限定されるとの理由から随意契約とされているが、これらの業務の特殊性は認められるとしても、同業者であれば実施可能な業務であり、特定の業者のみにしかできないような特殊性をもった業務と積極的に認めることはできない。</p>	<p>中央病院の洗濯・基準寝具補給業務については、平成18年度から指名競争入札により実施している。 なお、適正な事務の執行について18年2月開催の総務課長等会議で周知を図った。</p>
<p>山田病院の公用車運転業務については、性質又は目的が競争入札に適さず、病院に近く、保有台数も多いとの理由で随意契約とされているが、当該業務に特殊性は認められず、実施可能な業者は複数あることから競争入札による必要がある。</p>	<p>山田病院の公用車運転業務については、平成18年度から指名競争入札により実施している。 なお、適正な事務の執行について18年2月開催の総務課長等会議で周知を図った。</p>
<p>臨床検査業務委託については、種類及び数量が多く、また専門的で特殊な測定機器の整備及び有資格者を雇用している必要があり、履行できる業者も限定されるとの理由から複数業者で随意契約をしているが、臨床検査のような業務は、一般的に取引規模が大きくなればなるほど、規模のメリットを享受できる可能性が高くなると言えることから、現在、各広域基幹病院で業者を選定しているものを、県立病院全体の契約とすることを検討するべきである。</p>	<p>臨床検査業務は、業者によって測定方法や基準値が異なるので、診断・治療上、同一業者による検査データに基づいた整合性のある疾病の継続的な管理、経過観察が必要となることから、診療側の医局の同意及び病院間の協議が整っていることが条件となるため、県立病院全体での契約は困難である。</p>
<p>各中小地域病院の「防災マニュアル」に関しては、想定され</p>	<p>平成18年3月16日付け医管第6312号により病院長あて是正</p>

<p>る災害に対して実行可能な対応を取りまとめるよう見直しが必要である。</p>	<p>改善について通知し、指摘内容に沿った見直しを行った。</p>
<p>「防災マニュアル」で指定した災害用看護関連資材や器具とは相違した災害用資材や器具も実際には保管されており、実際の保管と「防災マニュアル」の規定に齟齬が生じていた。</p>	<p>平成18年3月16日付け医管第6312号により病院長あて是正改善について通知し、指摘内容に沿った見直しを行った。</p>
<p>(1) 「防災マニュアルでは、災害拠点病院以外の病院での備蓄水準は1日程度とされているが、各病院では災害拠点病院と同じ水準で備蓄を行っていた。</p> <p>(2) 医薬品の備蓄方法について、日常診療への使用による補充循環によることとされており、一時的に備蓄量が不足するケースが生じていた。</p> <p>(3) 備蓄医薬品の保管方法について、落下防止措置がとられていなかった。</p> <p>(4) 食料品の備蓄についてマニュアルに規定したメニューと相違していた病院が多かった。実情に即してマニュアルを改訂する必要が生じていた。</p> <p>(5) 災害拠点病院で保管されることとなっている備蓄品（寝袋・毛布、ハンドスピーカー等）が、釜石病院では保管されていなかった。</p>	<p>平成18年3月16日付け医管第6312号により病院長あて是正改善について通知し、指摘内容に沿った見直しを行った。</p>
<p>中央病院で行っている画像伝送処理に係るコストは、病院間で収益の付替え計算が行われることとなっている。しかし、釜石病院に対する画像伝送処理については、付替え計算が行われていなかった。これは同病院で遠隔画像診断の届出を怠っていたために診断料を徴収できないためであった。早急に届出を行い、診断料の徴収をすべきものである。</p>	<p>平成17年9月1日に遠隔画像診断に係る施設基準の届出を行い、診断料の算定を開始するとともに適正に付替え処理を行っている。</p>